

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	明石市 児童手当の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和8年9月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の内容	市町村は、「児童手当法(昭和46年法律第73号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 ①児童手当の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童手当の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ③未支払の児童手当の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ④現況届の受理、審査又は請求に対する応答 ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	児童手当システム
②システムの機能	①資格管理機能 申請情報等入力し、入力された受給者台帳を管理する。 ②認定機能 税情報連携により支給額を計算し、支給認定を決定する。 ③帳票発行機能 各種通知書、現況届の発行及び一覧出力、受給者台帳帳票を出力する。 ④支払処理機能 各支払期に応じて支払対象者を抽出し、対象者一覧や支払データを作成する。 ⑤異動者抽出機能 住記異動、税異動のデータ連携を行い、異動者を抽出し一覧を作成する。 ⑥一括資格処理機能 各種届出や年齢到達等による異動を一括で受給者台帳に記載する。 ⑦照会機能 システムに連携された住基台帳及び1. に基づく受給者台帳を検索・照会する。 ⑧統計機能 異動集計表等の統計及び交付金関係資料を作成する。 ⑨庁内連携機能 統合宛名システム等へのデータ連携を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	① 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ② 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④ 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥ 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦ データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 ⑨ 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩ システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。 ⑪ 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 ⑫ お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システムと同義)
②システムの機能	① 宛名管理機能 個人番号で同一人判定を行い、団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)を採番し、管理する機能。 ② 情報提供機能 各事務の情報を中間サーバーに連携する機能。 ③ 情報照会機能 個人コードで対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム)、申請管理システム)

システム4	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。 ② 団体内宛名番号(以下「宛名コード」という。)付番、登録機能 住登外者の住所、氏名等の登録を行った際に、本市で利用する宛名コードを付番、登録する機能。 ③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の情報を修正する機能。 ④ 送付先情報登録機能 各事務における書類送付先、特定宛先人(納税管理人、相続人代表者等)の情報を登録・修正する機能。 ⑤ 宛名コード関連付け機能 同一人に対して複数の宛名コードが存在する場合、1つの宛名コードに情報を関連付ける機能。 ⑥ 個人番号管理機能 宛名コードに対する個人番号を管理する機能。 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (国民年金システム、学齢簿システム、就学援助システム)
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	① 本人確認 申告書等の受付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する機能。 ② 本人確認情報検索 統合端末において入力された基本5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③ 機構への情報照会 全国サーバに対して個人番号又は基本5情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6	
①システムの名称	共通基盤システム (庁内連携システムと同義)
②システムの機能	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 ア 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 イ 標準準拠システムに移行した各事務システムとのデータ連携について、ガバメントクラウド上で連携データを格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (各事務システム(パッケージシステム))

システム7	
①システムの名称	マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）
②システムの機能	① 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで 検索・申請できる機能。 ② 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 申請管理システム)
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	① 申請データ管理機能 申請データを一括でダウンロードし、その内容をオンラインで表示する機能。 ② 宛名管理機能 シリアル番号(既存住民基本台帳システムを通じて、住民基本台帳ネットワークシステムから取得)と宛名番号を紐づける機能。 ③ 申請データ連携機能 申請データを各事務に振り分けて連携する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 各事務システム(パッケージシステム)、マイナポータルぴったりサービス)
3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の項番81 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条項番42、125、141、161 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番106、107
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局子育て支援室児童福祉課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人未満 ☐ 10万人以上10万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当の受給者、その配偶者、市外別居児童及び多子加算算定対象(18～22歳)の子
その必要性	児童手当の認定等の審査において、受給資格者の地方税関係情報及び年金関係情報を確認し、適正な支給を行う必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (支払金融機関情報)
	1. 個人番号、その他識別情報 受給資格者、配偶者及び児童の特定及び審査に必要な情報を関係機関から取得するため。 2. 5情報、連絡先、その他住民票関係情報 児童手当法に規定された国内居住要件等の審査及び受給資格者等に通知を行うため。 3. 地方税関係情報 児童手当又は特例給付の適正な支給を行うため。 4. 児童福祉・子育て関係情報 受給資格者、配偶者及び児童の特定及び審査を行うため。 5. 年金関係情報 拠出金負担割合を算出するため。 6. 支払金融機関情報 受給者の指定する金融機関口座へ、児童手当又は特例給付を支給するため。
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	こども局子育て支援室児童福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (マイナポータルぴったりサービス)
③使用目的 ※		児童手当の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うため。
④使用の主体	使用部署	こども局子育て支援室児童福祉課、あかし総合窓口、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		児童手当の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うことに使用する。
	情報の突合	認定請求、現況届、その他諸届等の内容と住民票関係情報を突合し、児童手当請求者等の真正性を確認する。また、地方税関係情報及び年金関係情報を突合し、児童手当請求者等の審査及び認定を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		児童手当システムの構築及び運用・保守業務
①委託内容		児童手当システムの構築及び運用、ハードウェア・ソフトウェア保守等の維持管理業務を行う。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		扶桑電通株式会社 関西支店
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承認願の提出があり、本市が承認した場合に限る。 ・再委託を行う場合は、当該契約に掲げる個人情報の規定について再委託先に対しても適用する旨条件を付したうえで承認している。
	⑥再委託事項	児童手当システムの構築及び運用・保守業務保守業務における作業担当として、技術支援を行う。

委託事項2		番号連携サーバ等維持管理業務委託	
①委託内容		団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)の保守・運用	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社 関西支社(兵庫)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		磁気テープ等保管集配業務委託	
①委託内容		システムをバックアップした磁気テープ等の集配及び保管業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NXワンビシアーカイズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている (4) 件 [○] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない	
提供先1		都道府県知事等	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42	
②提供先における用途		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	
③提供する情報		児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)	
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		児童手当受給者	
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		特定個人情報の提供依頼がある都度	

提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番161
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度
提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番125
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度
提供先4	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番141
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者

③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の移転依頼がある都度
移転先4	明石こどもセンター
①法令上の根拠	・児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号): 十三条の四第1項 ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号): 第十六条第3項第三号
②移転先における用途	児童虐待に係る緊急・重篤事案の安全確認、調査、指導、措置等に関する事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (端末操作(画面での確認)) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の移転依頼がある都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<届出書、申請書及び所得申告書等における措置> ・届出書等を施錠ができる場所等に保管し厳重に管理している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」と記載。)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <児童手当システム、団体内統合宛名システム、申請管理システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・児童手当システム、団体内統合宛システム及び申請管理システムのサーバは庁舎の管理区域内に、その他のサーバは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバ室への入室は厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバへアクセス権限を有する端末のみ使用している。

7. 備考

--

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【児童手当情報ファイル】

○台帳情報

1. 市町村コード 2. 宛名コード 3. 台帳番号 4. 認定番号 5. 配偶者有無 6. 配偶者有無-名称 7. 配偶者宛名コード 8. 配偶者職業 9. 配偶者職業-名称 10. 外国人区分 11. 外国人区分-名称 12. 支払方法 13. 支払方法-名称 14. 受給区分 15. 受給区分-名称 16. 特例給付 17. 特例給付-名称 18. 被用区分 19. 被用区分-名称 20. 年金種別 21. 年金種別-名称 22. 年金保険区分 23. 年金保険区分-名称 24. 年金保険記号番号 25. 勤務先 26. 勤務先電話番号 27. 処理日 28. 認定処理日 29. 申請日 30. 受付確認日 31. 認定日 32. 消滅日 33. 支給開始年月 34. 事由日 35. 事由コード 36. 事由コード-名称 37. 改定開始年月 38. 状態区分 39. 状態区分-名称 40. 不備書類区分 41. 現況届状態区分 42. 現況届状態区分-名称 43. 改定区分 44. 改定区分-名称 45. 年度 46. 履歴番号 47. 配偶者外国人登録日 48. 配偶者外国人登録番号 49. 支払保留区分 50. 支払保留区分-名称 51. 発行日 52. 文書番号 53. 印刷フラグ 54. 寄付区分 55. 特徴区分 56. 徴収区分

○受給者宛名情報

1. 住民区分 2. 住民区分-名称 3. 宛名区分 4. 宛名区分-名称 5. 住民日異動日 6. 非住民日異動日 7. カナ氏名 8. 氏名 9. 住所 10. 方書 11. 郵便番号 12. 生年月日 13. 年齢 14. 性別 15. DVフラグ

○送付先情報

1. 送付先有無 2. 郵便番号 3. 送付先住所 4. 送付先氏名 5. 送付先カスタマーバーコード 6. 送付先バーコード制御バイト

○口座情報

1. 銀行コード 2. 銀行コード-名称 3. 支店コード 4. 支店コード-名称 5. 口座種別 6. 口座種別-名称 7. 口座番号 8. 口座名義人カナ 9. 口座名義人漢字

○連絡先情報

1. 電話番号等

○児童宛名情報

1. 住民区分 2. 住民区分-名称 3. 宛名区分 4. 宛名区分-名称 5. 住民日異動日 6. 非住民日異動日 7. カナ氏名 8. 氏名 9. 住所 10. 方書 11. 郵便番号 12. 生年月日 13. 年齢 14. 性別 15. DVフラグ

○固有情報

1. 対象者との続柄 2. 対象者との続柄-名称 3. 同居別居区分 4. 同居別居区分-名称

○児童情報

1. 宛名コード 2. 外国人区分 3. 外国人区分-名称 4. 監護区分 5. 監護区分-名称 6. 生計区分 7. 生計区分-名称 8. 受給者関係区分 9. 受給者関係区分-名称 10. 父母指定届出日 11. 父母指定実施者氏名 12. 留学区分 13. 留学区分-名称 14. 留学出国年月日 15. 留学修了予定日 16. 3歳未満区分 17. 3歳未満区分-名称 18. 3歳以上区分 19. 3歳以上区分-名称 20. 中学生区分 21. 中学生区分-名称 22. 処理日 23. 3歳以上該当日 24. 中学生該当日 25. 非支給日 26. 非該当日 27. 支給開始年月

○年度情報

1. 年度 2. 現況届管理番号 3. 現況届作成日 4. 現況届発行日 5. 現況届申請日 6. 現況届受付確認日 7. 現況届認定日 8. 現況届状態区分 9. 現況届状態区分-名称 10. 現況届返戻保留日 11. 現況届返戻保留事由コード 12. 現況届返戻保留事由コード-名称 13. 差止日 14. 差止事由コード 15. 差止事由コード-名称 16. 不備書類区分 17. 特例給付 18. 特例給付-名称 19. 被用区分 20. 被用区分-名称 21. 年金種別 22. 年金種別-名称 23. 年金保険区分 24. 年金保険区分-名称 25. 年金保険記号番号 26. 勤務先 27. 勤務先電話番号 28. 発行日 29. 文書番号 30. 印刷フラグ

○改定情報

1. 履歴番号 2. 申請日 3. 受付確認日 4. 事由発生日 5. 認定日 6. 改定開始年月 7. 改定区分 8. 改定区分-名称 9. 要件児童数 10. 支給児童数 11. 手当月額 12. 改定前手当月額 13. 改定事由コード 14. 改定事由コード-名称 15. 却下事由コード 16. 却下事由コード-名称 17. 状態区分 18. 状態区分-名称 19. 処理日 20. 届出区分 21. 届出区分-名称 22. 特例給付 23. 特例給付-名称 24. 所得判定年度 25. 児童数3歳未満 26. 手当額3歳未満 27. 児童数3歳以上 28. 手当額3歳以上 29. 児童数中学生 30. 手当額中学生 31. 無効フラグ 32. 発行日 33. 文書番号 34. 印刷フラグ

○汎用情報

1. メモ有無

○所得情報

1. 扶養人数 2. 内老人者数 3. 年少扶養親族数 4. 特定扶養親族数 5. 控除前所得額 6. 算定額 7. 制限額1

○外国人情報

1. 受給者登録日 2. 受給者登録番号 3. 受給者在留資格 4. 受給者本名 5. 受給者在留期間開始日 6. 受給者在留期間終了日 7. 児童登録日 8. 児童登録番号 9. 児童在留資格 10. 児童本名 11. 児童在留期間開始日 12. 児童在留期間終了日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜届出、申請及び申告等における措置＞ ・特定個人情報を入手する際は、届出等が必要な者が精査した上で、届出書等にて収集する情報の種類及び項目を制限し、目的に沿わない情報を入手しない。 ・特定個人情報を入手する際は、本人確認書類（個人番号カード等の身分証明書）で厳格に本人確認を行い、入手した特定個人情報の正確性を担保する。 ＜児童手当システムにおける措置＞ ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手は、児童手当システムに登録された情報のみに限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ＜マイナポータルびったりサービスにおける措置＞ ・個人番号の提出が必要な人の要件を明示し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・入力画面の誘導を簡潔に行い、異なる手続きの申請や不要な情報送信のリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜届出、申請及び申告等における措置＞ ・届出書等を施錠ができる場所等に保管し管理しているため、業務を取扱う権限のない職員が届出書等を閲覧すること及び届出書等をデータ化することはない。 ＜児童手当システムにおける措置＞ ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手については、児童手当システムに登録された情報のみに限定されているため、必要な情報以外を入手することはない。 ・必要のない特定個人情報へのアクセスをアカウント権限によって制御する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<システム外の措置> ・児童手当システムの認証に用いるIDは、児童手当事務従事者に限定して必要最低限の権限を付与され、一定期間ごとに管理者によるチェックを行う。 <宛名システム等、申請管理システムにおける措置> ・ユーザID及びパスワード並びに手のひら静脈認証による二要素認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザごとに利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・IDごとの利用履歴(ログ)を取得している。
その他の措置の内容	<宛名システム等、申請管理システムにおける措置> ・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。 ・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決裁し、システムに反映している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報ファイルの取扱いについて、委託契約書において特記事項として以下の点を定めている。 ・特定個人情報ファイルの取扱いに関して ・収集の制限 ・目的外利用・提供の制限 ・漏えい、滅失及びき損の防止 ・廃棄 ・機密の保持 ・持ち出しの禁止 ・複写又は複製の禁止 ・事務従事者の明確化 ・事務従事者への監督及び教育 ・資料の返還等 ・報告及び立入調査 ・事故発生時における報告義務 ・契約解除及び損害賠償
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は認めていない。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を適用している。

その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない			
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置> ・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを確認し、承認を得ればデータが利用できる。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲においてのみ特定個人情報の照会を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報の一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に規定された事務以外の事務においては、団体内統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの特定個人情報をどの職員がいつどのような目的で提供したのかがすべて記録される。(提供記録は7年分保管する。) ・取得したログは定期的に確認を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供以外行わないようにする。 ・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<届出書、申請書及び申告書等における措置> ・保存年限の経過等により不要になった文書は溶解処理する等適切に廃棄を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、ISMAPに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤中間サーバー・プラットフォームは、ISMAPに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑥中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑦中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑧中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	
8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<明石市における措置> ・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。 ・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することによりISMAPに登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話 078-918-5003
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	明石市こども局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話 078-918-5027
②対応方法	必要に応じて関係部署に照会する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年1月20日
②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①福祉局子育て支援室児童福祉課 ②田中 典子	①こども局子育て支援室児童福祉課 ②室長兼課長	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉局子育て支援室児童福祉課	こども局子育て支援室児童福祉課	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	福祉局子育て支援室児童福祉課	こども局子育て支援室児童福祉課	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]移転を行っている (3件)	[○]移転を行っている (4件)	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	(新規)	・児童虐待の防止等に関する法律: 十三条の四第1項 ・個人情報の保護に関する法律: 第十六条第3項第三号	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	(新規)	児童虐待に係る緊急・重篤事案の安全確認、調査、指導、措置等に関する事務	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ③移転する情報	(新規)	児童手当関係情報	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人未満	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	児童手当受給者	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑥移転方法	(新規)	[○]その他(端末操作(画面での確認))	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑦時期・頻度	(新規)	特定個人情報の移転依頼がある都度	事後	
令和1年6月7日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	明石市福祉局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話 078-918-5027	明石市こども局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話 078-918-5027	事後	
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム [○]その他(ホストシステム)	[○]庁内連携システム [○]宛名システム	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	※追加	⑪ 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 ⑫ お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(中間サーバー、共通宛名システム、他システム<ホストシステム、パッケージシステム>)	[○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム))	事後	システム再構築に伴う評価の再実施

令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	② 団体内宛名番号(以下「個人コード」という。)付番、登録機能 ⑦※追加	② 団体内宛名番号(以下「宛名コード」という。)付番、登録機能 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(ホストシステム)	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]その他(国民年金システム、学齢簿システム、就学援助システム)	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	※追加	共通基盤システム (庁内連携システムと同義)	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	※追加	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムによりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	※追加	[○]税務システム [○]その他(各事務システム(パッケージシステム))	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、87の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条	1. 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条、第53条	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長兼課長	課長	事後	人事異動に伴う軽微な修正
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(2件)	[○]提供を行っている(4件)	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2	提供先 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 87の項 ②提供先における用途 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 ③提供する情報 児童手当関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 特定個人情報の提供依頼がある都度	提供先 社会福祉協議会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 30の項 ②提供先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 ③提供する情報 児童手当関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3	※追加	提供先 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 87の項 ②提供先における用途 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 ③提供する情報 児童手当関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	システム再構築に伴う評価の再実施

令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	※追加	提供先 独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 106の項 ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 ③提供する情報 児童手当関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元	【○】行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、共済組合、地方公共団体情報システム機構)	【○】行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構)	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	＜明石市における措置＞ ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、施設内に消化設備を完備している。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施している。	＜明石市における措置＞ ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・システムのバックアップデータは別媒体に格納し施錠のできる場所に保管している。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施している。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜届出書、申請書及び申告書等における措置＞ ・保存年限の経過等により不要になった文書は溶解処理する等適切に廃棄を行っている。 ＜共通宛名システムにおける措置＞ ・住登外者の宛名情報の最終更新日より5年経過したデータで、各事務システムで使用されていない特定個人情報を年に1度データベースより消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜届出書、申請書及び申告書等における措置＞ ・保存年限の経過等により不要になった文書は溶解処理する等適切に廃棄を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	＜明石市における措置＞ ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜明石市における措置＞ ・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。 ・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	2017/9/15	2021/2/28	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和4年6月17日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 106の項	番号法第19条第8号 別表第二 106の項	事後	

令和5年2月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	統合宛名システム(宛名システムと同義)	団体内統合宛名システム(宛名システムと同義)	事後	システム名称の修正
令和5年2月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[O]中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム)	[O]中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム)、申請管理システム	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	※追加	マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	※追加	① 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで 検索・申請できる機能。 ② 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	※追加	[O]宛名システム等 [O]その他(申請管理システム))	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	※追加	申請管理システム	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	※追加	① 申請データ管理機能 申請データを一括でダウンロードし、その内容をオンラインで表示する機能。 ② 宛名管理機能 シリアル番号(既存住民基本台帳システムを通じて、住民基本台帳ネットワークシステムから取得)と宛名番号を紐づける機能。 ③ 申請データ連携機能 申請データを各事務に振り分けて連携する機能。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	※追加	[O]宛名システム等 [O]その他(各事務システム(パッケージシステム)、マイナポータルびったりサービス)	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ②入手方法	※追加	[O]その他(マイナポータルびったりサービス)	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ①委託内容	※追加	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)の保守・運用	事後	記載内容の修正
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ②委託先における取扱者数	※追加	10人未満	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ③委託先名	※追加	富士通Japan株式会社 兵庫支社	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無※	※追加	再委託する	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施

令和5年2月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ⑤委託先の許諾方法	※追加		・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ⑥再委託事項	※追加		団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 磁気テープ等保管集配業務委託 ①委託内容	※追加		システムをバックアップした磁気テープ等の集配及び保管業務	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 磁気テープ等保管集配業務委託 ②委託先における取扱者数	※追加		10人未満	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 磁気テープ等保管集配業務委託 ③委託先名	※追加		株式会社ワンビシアークイブズ	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 磁気テープ等保管集配業務委託 ④再委託の有無※	※追加		再委託しない	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	(省略) 新規		(前略) ＜児童手当システム、団体内統合宛名システム、申請管理システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ ・児童手当システム、団体内統合宛システム及び申請管理システムのサーバは庁舎の管理区域内に、その他のサーバは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバ室への入室は厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバへアクセス権限を有する端末のみ使用している。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容	(省略) 新規		(前略) ＜マイナポータルびったりサービスにおける措置＞ ・個人番号の提出が必要な人の要件を明示し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・入力画面の誘導を簡潔に行い、異なる手続きの申請や不要な情報送信のリスクを防止する。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	(省略) ＜システムにおける措置＞ ・ユーザID及びパスワード並びに手のひら静脈認証による二要素認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザごとに利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・IDごとの利用履歴(ログ)を取得している。	(省略) ＜宛名システム等、申請管理システムにおける措置＞ ・ユーザID及びパスワード並びに手のひら静脈認証による二要素認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザごとに利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・IDごとの利用履歴(ログ)を取得している。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施	
令和5年2月3日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。	・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。 ・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決裁し、システムに反映している。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施	
令和5年2月3日	Ⅴ 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	2021/2/28		2023/1/20	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年6月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構)	[○]行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁)		事後	公金受取口座情報の利用に伴う修正

令和5年6月16日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	明石市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	法改正に伴う修正
令和6年8月9日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	1. 番号法第9条第1項 別表の項番81 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条、第53条 2. 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条、第40条の2	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42、125、141、161 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番106、107	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	市町村は、「児童手当法」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 ①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ④現況届の受理、審査又は請求に対する応答 ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答	市町村は、「児童手当法」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 ①児童手当の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童手当の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ③未支払の児童手当の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ④現況届の受理、審査又は請求に対する応答 ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答	事前	制度改正に伴う修正 (令和6年10月1日から適用)
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	児童手当又は特例給付の受給者、その配偶者及び市外別居児童 児童手当及び特例給付の認定等の審査において、受給資格者の地方税関係情報及び年金関係情報を確認し、適正な支給を行う必要があるため。	児童手当の受給者、その配偶者、市外別居児童及び多子加算算定対象(18～22歳)の子 児童手当の認定等の審査において、受給資格者等の地方税関係情報及び年金関係情報を確認し、適正な支給を行う必要があるため。	事前	制度改正に伴う修正 (令和6年10月1日から適用)
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	児童手当又は特例給付の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うため。	児童手当の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うため。	事前	制度改正に伴う修正 (令和6年10月1日から適用)
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	児童手当又は特例給付の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うことに使用する。	児童手当の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うことに使用する。	事前	制度改正に伴う修正 (令和6年10月1日から適用)
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 26の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 87の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番125	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 106の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番141	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先2	社会福祉協議会	都道府県知事等	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)

令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 30の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番161	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先2 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(15項、63項) 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	番号法第9条第1項 別表の項番23、95 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・番号法別表第二に規定された事務以外の事務においては、団体内統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 ～後略～	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に規定された事務以外の事務においては、団体内統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和7年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報 児童手当法に規定された国内居住要件等の審査及び受給資格者等に通知を行うため。	2. 5情報、連絡先、その他住民票関係情報 児童手当法に規定された国内居住要件等の審査及び受給資格者等に通知を行うため。 *本PIAにおいて、「4情報」の記載を「5情報」に改める修正を実施	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和7年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項番23、95 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	番号法第9条第1項 別表の項番23、95 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表1項	事後	独自利用事務から準法定事務に変更することに伴う修正
令和7年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管 ①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在リスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入探知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正
令和7年7月16日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正

令和7年7月16日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	中間サーバー・プラットフォーム 更改に伴う修正
令和7年7月16日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 - なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	中間サーバー・プラットフォーム 更改に伴う修正
令和7年7月16日			⑤中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑥中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑦中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑧中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	中間サーバー・プラットフォーム 更改に伴う修正
令和7年7月16日	Ⅲ リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	中間サーバー・プラットフォーム 更改に伴う修正
令和7年7月16日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	中間サーバー・プラットフォーム 更改に伴う修正
令和8年9月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	市町村は、「児童手当法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。))の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。	市町村は、「児童手当法(昭和46年法律第73号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))」の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。	事後	軽微な修正

令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	② 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③ 機構への情報照会 全国サーバに対して個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。	② 本人確認情報検索 統合端末において入力された基本5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③ 機構への情報照会 全国サーバに対して個人番号又は基本5情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	(前略) ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 (後略) [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他(各事務システム(パッケージシステム))	(前略) ② データ連携機能 ア 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 イ 標準準拠システムに移行した各事務システムとのデータ連携について、ガバメントクラウド上で連携データを格納する機能。 (後略) [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他(各事務システム(パッケージシステム))	事後	システムの見直し及び誤記の修正
令和8年9月4日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の項番81 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	1. 番号法第9条第1項 別表の項番81 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42、125、141、161 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番106、107	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番42、125、141、161 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番106、107	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通Japan株式会社 兵庫支社	富士通Japan株式会社 関西支社(兵庫)	事後	軽微な修正 (社名変更に伴うもの)
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託	③再委託の有無 再委託する ④再委託の承諾方法 ・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。 ⑤再委託事項 団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	③再委託の有無 再委託しない	事後	事務の見直し
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い 委託事項3 ③委託先名	株式会社ワンビシアークाइブズ	株式会社NXワンビシアークाइブズ	事後	軽微な修正 (社名変更に伴うもの)
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	明石市個人番号の利用に関する条例第4条	明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条	事後	軽微な修正

令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②提供先における用途	明石市こども医療費の助成に関する条例による こども医療の助成に関する事務	明石市こども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第23号)によるこども医療の助成に関する事務	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項番23、95 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表1項	番号法第9条第1項 別表の項番23、95 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表1項	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	・児童虐待の防止等に関する法律:十三条の四第1項 ・個人情報の保護に関する法律:第十六条第3項第三号	・児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号):十三条の四第1項 ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号):第十六条第3項第三号	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」と記載。)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載方法の統一
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 (中略) ⑤中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (後略)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、ISMAPに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 (中略) ⑤中間サーバー・プラットフォームは、ISMAPに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (後略)	事後	記載方法の統一
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	記載方法の統一
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することによりISMAPに登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	記載方法の統一